

国民健康保険制度の改正について

■ 問合せ 町民税務課
Tel 47-8014

1 課税限度額の見直し

項目	課税限度額	
	現行	改正後
医療給付費	52万円	54万円
後期高齢者支援金等	17万円	19万円
介護納付金	16万円	16万円
合計	85万円	89万円

平成28年度税制改正により国民健康保険税の課税の見直しが行われます。

2 低所得者に対する保険税軽減の拡充

軽減割合		軽減判定所得
5割	現行	基礎控除額(33万円) + 26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数 [*])
	改正後	基礎控除額(33万円) + <u>26.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割	現行	基礎控除額(33万円) + 47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
	改正後	基礎控除額(33万円) + <u>48万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

^{*}特定同一世帯所属者…国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療保険制度に移行した方。

これまで軽減非該当者や2割軽減該当者が、軽減の拡充により軽減に該当したり軽減割合が変わることがあります。平成28年度課税分から拡充された制度が適用されて税額が計算されます。

- ★軽減判定所得は擬制世帯主(みなす世帯主)の所得も含まれます。また、加入者全員の所得を合算して判定されます。
- ★軽減判定時には短期譲渡所得、長期譲渡所得に係る特別控除はないものとして判定されます。

3 入院時の食事代の変更

国民健康保険加入世帯で住民税課税世帯の方は、入院時の食事代が1食あたり260円から360円に変更になります。住民税非課税世帯は変更ありません。

後期高齢者医療保険料の軽減拡大等について

1 保険料(据え置き)

平成28年度、29年度に適用する保険料は、現行と同じ保険料に据え置きます。

2 保険料の軽減(拡大)

所得の少ない方への均等割額の軽減措置について、2割と5割の軽減の基準が拡大されます。

5割軽減の対象→

世帯の総所得金額等が基礎控除額(33万円) + 26.5万円 × 世帯に属する被保険者数を超えない場合(前回26万円→26.5万円に変更になります。)

2割軽減の対象→

世帯の総所得金額等が基礎控除額(33万円) + 48万円 × 世帯に属する被保険者数を超えない場合(前回47万円→48万円に変更になります。)

※世帯の総所得金額等は、被保険者とその属する世帯の世帯主につき算定した総所得金額等の合算額(世帯主が被保険者でなくても均等割額の軽減判定の際には計算に含まれます)です。

3 入院時の食事代(変更)

所得区分が「現役並み所得者および一般」の方は、入院時の食事代が1食あたり260円から360円に変更になります。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015